

仮譲渡確認書

飼い主

本日（平成 年 月 日）私（氏名 ）

住所（ ）

生後（ ）か月・年の 犬 猫（ ）匹、 性別（オス・メス）不妊・去勢

ペット名前（ ）

新しい飼い主

住所（ ）

氏名（ ）様）に仮譲渡「お試し期間」になります。

つきましては、本日より下記の約束をペットの生涯にわたり守り、愛情と責任をもって、生涯家族の一員として可愛がっていただきたいとおもいます。

（本日より（ ）か月の間は「お試し期間」となります。）これも犬・猫を想う気持ちがあつてのことですのでご承知お願いします。

1. やむをえない事情でどうしてもペットの飼育が困難になった場合、私どもにご連絡ください。「飼育できなくなった時点から所有権は当方の優先とさせていただきます。」
2. 勝手に他人に譲渡しないようにしてください。
3. 外へ連れ出すときは必ず首輪とリードをつけ、迷子にさせないようにしてください。首輪に連絡先を明記した上、鑑札、注射済票、迷子札をつけるようにしてください。
4. 新しい環境に慣れるまで、ドアの開け閉めの時、十分に注意し迷子のペットにならないように適切な配慮を行うようにしてください。猫は（部屋の中だけで）飼ってください。「部屋飼いと外飼いを兼用」される方はお断りします。
5. 飼い犬・飼い猫の繁殖制限は飼い主の責務となります。（「動物の愛護及び管理に関する法律」第三十七条）産まれる生命全ての生涯に責任を持つてないのなら、安易に繁殖させることなく、飼い主の責任において不妊、去勢手術を行なうと記載されています。万一産まれた場合はその生涯に責任を持って飼育・貰い手を探してください。（可愛そうなことにならないよう、不妊・去勢手術を行なうようにしてください。）
6. ワクチン接種や犬フィラリア予防投薬、等に関しては犬猫を思いやり、受けることをお勧めします。特に何匹か飼っている方は感染しやすいので受けるように心がけてください。以前から受けてある場合は継続してください。

7. 犬の場合、お住まいの市町村で狂犬病予防注射並びに飼い犬登録を行なってください。狂犬病は狂犬病ウィルスを持っている犬に咬まれるとすべての哺乳類が感染し、発症すれば100%死亡します。なお、『狂犬病予防法』第4条、並びに第5条の違反として罰則規定になります。狂犬病予防注射は毎年4月1日から6月30日までの間に接種することが義務付けられています。
8. 本日より〇〇期間の間は、ペットにとって飼育環境が適するか、匹数飼っている場合はペットにストレスがないかを見させて頂く『お試し期間』になります。このお試し期間の間、ペットの所有権は当方にさせていただきます。
従って、本日の譲渡は『仮譲渡』となり「お試し期間」内は『仮譲渡』（借り受け）期間となりますのでよろしくお願いします。
9. 定期的に近況報告をお互いに行い、環境の変化のストレス・環境に慣れないなどの事態が生じた場合は期間途中であっても終了を待たずお返し下さい。また、ご連絡後にご自宅にご訪問させて頂くことがありますがお了承ください。何らかの原因によるストレス・他のペットとの関係が旨くなってないと感じた場合はペットをお返しさせて頂く場合もありますのでご理解の程お願いします。また、問題がない場合はお試し期間であっても『お試し期間』を解約し正式譲渡にさせていただきます。
10. 「お試し期間」の間に万一事故が起きても、その責任は当方では一切負うことができません。また当方への金銭の要求にも応じる事はできません。飼い主として自らの責任において対処し、事故の無い様努めてください。また、期間中、ペットのワクチンや病気、怪我などに、よって医療処置が必要な場合は飼い主の責務として責任を持っていただく様にお願いします。
11. 本契約を証するため、二通を作成し、当方、新しい飼い主各一通宛所有します。

上記のことをご了承し、上記以外にも、ペットの幸福と健康を第一に考え、飼い主としての責任をもち、家族の一員として心をくばり、この約束を守っていくことを確認します。

平成 年 月 日

住所

氏名 印 電話番号

※『自宅の固定電話がない場合はお断りします』 携帯番号

仲介管理者：岐阜動物ランド 新川 正春